

特定非営利活動法人てとてとところ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人てとてとところという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと家族に対して、虐待防止、心理的支援、経済的支援、障がい児家族支援、防犯教育、ものづくり体験などに関する教育・啓発活動を通じた事業を行い、すべての子どもが安心して育つ社会の実現及び家族の幸福の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 子どもと家族を対象とした講演・セミナー事業
- ② 子どもと家族を対象としたワークショップ事業
- ③ 子どもと家族に対する相談・支援事業
- ④ 情報提供及び広報事業
- ⑤ 書籍・教材販売事業
- ⑥ コンサルティング事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことに

より、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	磯村 博之
副理事長	今村 真代
理事	石田 奈津樹
同	堀内 夏樹
監事	柴田 寛奈
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

正会員 (個人)	5,000 円
賛助会員(個人)	5,000 円
正会員 (団体)	5,000 円 (1口以上)
賛助会員(団体)	1口 5,000 円 (1口以上)
 - (2) 年会費

正会員 (個人)	5,000 円
賛助会員(個人)	5,000 円
正会員 (団体)	5,000 円 (1口以上)
賛助会員(団体)	1口 5,000 円 (1口以上)
- 7 設立当初の主たる事務所は、福岡市早良区次郎丸4丁目18番16-9号に置く。

役員名簿

(特定非営利活動法人てとてとところ)

役職名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	イソムラ ヒロユキ 磯村 博之		無
副理事長	イマムラ マサヨ 今村 真代		無
理事	イシダ ナツキ 石田 奈津樹		無
理事	ホリウチ ナツキ 堀内 夏樹		無
監事	シバタ カンナ 柴田 寛奈		無

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会において、子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化し、多様化・複雑化しています。核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、子育てに悩みや不安を抱える保護者が増加しており、児童虐待、いじめ、不登校、発達障がい、経済的困難など、子どもと家族が直面する課題は深刻さを増しています。

これらの課題に対しては、行政や既存の支援機関による取り組みが行われていますが、制度の狭間に陥りやすい家庭や、複数の課題を抱える家庭に対して、十分に支援が届いていないのが現状です。また、支援を必要としている家庭ほど、自ら支援を求めることが困難であったり、どこに相談すればよいか分からないという状況に置かれています。

私たちは、こうした状況を改善するために、子どもと家族への包括的な支援を提供する団体として、特定非営利活動法人てとてとところを設立することを決意しました。

2 申請に至るまでの経過

代表の礒村博之は、学校を拠点に講演活動を展開してきました。不登校の児童を抱える保護者への講演、教育に関する心理学や哲学の講演、命の講演など、多岐にわたるテーマで活動を行い、子どもと家族が抱える課題に向き合ってきました。また、保護者が抱える孤立感や不安に寄り添い、専門的な知識と経験をもとに支援を行ってきた実績があります。

副理事長の今村真代は、2005年から絵本の読み聞かせ活動を開始し、2010年には学校司書として勤務する中で、子どもたちの心の成長に絵本が果たす役割の大きさを実感しました。2012年からは昔ばなしの研究を深め、2016年には絵本コンシェルジュとして個別セッションを実施し、これまでに多くの親子に対して絵本を通じた心の教育を提供してきました。

理事の堀内夏樹は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の職員研修を実施し、障がい児支援の現場で働く職員の専門性向上に貢献してきました。

社員の小手川哲平は、陶芸体験を通じた創造力育成と親子交流支援に取り組んでおり、ろくろを使った陶芸体験によって子どもたちの集中力や創造力を育み、親子のコミュニケーションを深める機会を提供しています。

その他の理事も、それぞれの専門性を活かし、虐待防止、心理的支援、経済的支援、防犯教育など、子どもと家族に関わる様々な分野で活動を続けてきました。

これまで各理事が個別に行ってきた活動を統合し、より組織的かつ継続的な支援を提供するために、法人格を取得し、特定非営利活動法人として活動することが必要であると判断しました。

2026年3月15日

特定非営利活動法人てとてとところ

設立代表者 住所又は居所

氏名 礒村 博之

2026 年度 事業計画書

成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人てとてとところ

1 事業実施の方針

本法人は、子どもと家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、以下の方針に基づいて事業を実施する。

- ・子どもの虐待防止と安全確保
- ・心理的・経済的支援による家庭の安定
- ・障がい児家族への寄り添い支援
- ・地域社会との連携強化
- ・透明性の高い組織運営

設立初年度は小規模から試行的に事業を開始し、翌年度以降、段階的に事業を拡大していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
子どもと家族を対象とした講演・セミナー事業	虐待防止、不登校支援、発達障がい理解などをテーマとした講演会・セミナーを実施。保護者や支援者に対して知識の普及と啓発を行う。	年4回程度	福岡県内の公共施設、オンライン	3名	子どもの保護者、支援者 約20名	30
子どもと家族を対象としたワークショップ事業	絵本の読み聞かせ、陶芸体験などを通じて、子どもの創造力を育み、親子の絆を深めるワークショップを実施。	年4回程度	福岡県内、オンライン	3名	子どもの保護者、支援者 約20名	30
子どもと家族に対する相談・支援事業	発達障がい、不登校、虐待などの課題を抱える家庭への個別相談、寄り添い支援を実施。	年4回程度	福岡県内、オンライン	2名	子どもと家族 約12家庭	20
情報提供及び広報事業	SNS、ウェブサイト、チラシなどを通じて、支援情報を発信。	通年	福岡県内、オンライン	2名	一般市民 5名	40
書籍・教材販売事業	子育て支援に関する書籍・教材の販売	通年	オンライン	1名	一般市民 10名	70
コンサルティング事業	子育て支援団体へのコンサルティング	随時	福岡県内、オンライン	2名	子育て支援団体 3団体	

2027 年度 事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人てとてとところ

1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度の活動実績を踏まえ、2027年度は事業規模を拡大し、より多くの子どもと家族に支援を届けることを目指す。

- ・虐待防止・安全確保の活動を地域に根付かせる
- ・心理的・経済的支援の充実
- ・障がい児家族への継続的な寄り添い支援
- ・支援者ネットワークの構築と人材育成
- ・地域社会との協働による包括的支援体制の確立

2027年度は、講演・ワークショップの回数を増やし、相談支援体制を強化する。また、会員の拡大により、安定的な運営基盤を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
子どもと家族を対象とした講演・セミナー事業	虐待防止、不登校支援、発達障がい理解、経済的支援などをテーマとした講演会・セミナーを実施。保護者、支援者、一般市民に対して知識の普及と啓発を行う。	年14回程度	福岡県内の公共施設、オンライン	4名	子どもの保護者、支援者、一般市民 約70名	60
子どもと家族を対象としたワークショップ事業	絵本の読み聞かせ(年30回)、陶芸体験(年10回)などを通じて、子どもの創造力を育み、親子の絆を深めるワークショップを実施。	年40回程度	福岡県内、オンライン	4名	子どもの保護者、支援者 約200名	120
子どもと家族に対する相談・支援事業	発達障がい(年30件)、不登校、虐待などの課題を抱える家庭への個別相談、寄り添い支援を実施。障がい児支援者向け勉強会(年6回)、職員研修(年2回)を開催。	通年	福岡県内、オンライン	3名	子どもと家族 約40家庭、支援者 約50名	70
情報提供及び広報事業	SNS、ウェブサイト、チラシ、会報(年2回)などを通じて、支援情報を発信。会員拡大のための広報活動を強化。	通年	福岡県内、オンライン	3名	一般市民、会員 約10名	60
書籍・教材販売事業	子育て支援に関する書籍・教材の販売。講演会やワークショップでの販売も実施。	通年	オンライン、イベント会場	2名	一般市民 約30名	185
コンサルティング事業	子育て支援団体、放課後デイサービス事業所等へのコンサルティング。組織運営や支援プログラムの構築支援を行う。	随時	福岡県内、オンライン	3名	子育て支援団体 約5団体	

2026 年度 活動予算書

成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人てとてとところ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	50,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	10,000	10,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
講演・ワークショップ事業収益	150,000		
書籍販売等収益	100,000	250,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			310,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	50,000		
印刷製本費	30,000		
会議費	25,000		
旅費交通費	45,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	40,000		
地代家賃	0		
その他経費計	190,000		
事業費計		190,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	13,000		
旅費交通費	13,000		
印刷製本費	0		
消耗品費	10,000		
通信運搬費	24,000		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	60,000		
管理費計		60,000	
経常費用計			250,000
当期経常増減額			60,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			60,000
法人税・住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			60,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			0
次期繰越正味財産額			60,000

2027 年度 活動予算書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人てとてところ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	90,000	190,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
受取補助金	0	100,000	
4 事業収益			
講演・ワークショップ事業収益	400,000		
書籍販売等収益	250,000	650,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			990,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
通勤費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	130,000		
印刷製本費	80,000		
会議費	65,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	100,000		
地代家賃	0		
その他経費計	495,000		
事業費計		495,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	33,000		
旅費交通費	33,000		
印刷製本費	17,000		
消耗品費	25,000		
通信運搬費	42,000		
賃借料	0		
修繕費	0		
減価償却費	0		
雑費	5,000		
その他経費計	155,000		
管理費計		155,000	
経常費用計			650,000
当期経常増減額			340,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			340,000
法人税・住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			340,000
前期繰越正味財産額			60,000
次期繰越正味財産額			400,000